

「商品パンフレット」「契約概要」「注意喚起情報」に記載のない、以下の内容の詳細を確認されたい場合は、募集代理店にお問い合わせください。

- 主契約のご契約内容
・契約日の特例
・給付限度の型:120日型
・7大生活習慣病入院無制限給付特例
- 7大生活習慣病入院特約のご契約内容
・給付限度の型:180日型
- 女性疾病入院特約のご契約内容
・給付限度の型:120日型
- その他の特約
・3大疾病保障特約
- 保険料払込期間
・有期(65・80歳まで)

契約概要・注意喚起情報

ご契約のしおり(抜粋)

契約概要……………P1 注意喚起情報……………P7 ご契約のしおり(抜粋)……………P9

⚠ この商品はメディケア生命を引受保険会社とする**生命保険**であり、**預金とは異なります。**

ご契約に際しての重要事項 契約概要

この「契約概要」は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載のお支払理由やお支払いの留意点は、概要や代表事例を示しています。この「契約概要」のほか、「注意喚起情報」、「ご契約のしおり(抜粋)」についてもご確認ください。詳細につきましては、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-877809)までご連絡ください。お客さまがご検討中のプランに該当しない内容もございます。ご不明な点などについては、募集代理店までお問い合わせください。

メディフィット^{エース}A(正式名称:医療終身保険(無解約返戻金型))

1 引受保険会社はメディケア生命です。

- 引受保険会社：メディケア生命保険株式会社(住友生命グループ)
- 住所：〒135-0033 東京都江東区深川1-11-12
- 電話：メディケア生命コールセンター ☎0120-877809
- ホームページ：[メディケア生命](http://www.medicarelife.com/) <http://www.medicarelife.com/>

メディケア生命保険株式会社は、お客さまの視点にたったシンプルでわかりやすい保険商品および、丁寧・迅速・正確なサービスをご提供するために設立された住友生命グループの生命保険会社です。

- 生命保険契約に関するさまざまなご相談・照会・苦情については、メディケア生命コールセンターおよび一般社団法人生命保険協会「生命保険相談所」でお受けしております。この保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。詳細は「注意喚起情報」の「生命保険相談所について」をご確認ください。

2 商品の特徴は以下のとおりです。

- 傷害や疾病による所定の入院・手術などを一生涯にわたり保障する医療保険です。
3大疾病による入院は支払日数無制限で保障します。
- 各種特約を付加することにより、がん、7大生活習慣病、女性特定疾病、通院、先進医療、3大疾病などへの備えをさらに充実させることもできます。
- 保険料払込期間中の解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。

3 保険期間・保険料払込期間・保険料払込回数・ 保険料払込経路は以下のとおりです。

| 保険期間 | 保険料払込期間 | 保険料払込回数 | 保険料払込経路 |
|------|--------------------------|---------|--|
| 終身 | 終身、有期(60歳まで)からお選びいただけます。 | 月払い | 口座振替扱い、クレジットカード扱いからお選びいただけます。(クレジットカード扱いは月払いのみ。) |

*電磁的方法によるお申込みの場合には、お申込みの際の保険料払込回数が制限されることがあります。

*保険料払込回数が年払い・半年払いのご契約については、ご契約が途中で消滅(死亡・解約等)した場合や保険料のお払込免除となった場合には、お払い込みいただいた保険料から経過月数に対応する一括払保険料相当額を差し引いた金額を払い戻します。

- 契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。被保険者の保険契約上の年齢は、毎年の契約当日に契約年齢に1歳ずつ加えて計算します。保険期間などの満了時が被保険者の年齢により定められている場合、保険期間などは被保険者がその年齢に達する年単位の契約当日の前日までとなります。

4 仕組みについて

| 主契約 | 災害入院 給付金 | 給付限度の型 60日型 |
|-------------------------|-------------|---|
| 医療終身保険 (無解約 返戻金型) | 疾病入院 給付金 | 給付限度の型 60日型 疾病入院給付金の特例 3大疾病入院無制限給付特例 |
| | 手術 給付金 | 手術給付金の型 手術Ⅰ型 手術Ⅱ型 |
| | 骨髄移植給付金 | |
| | 放射線治療給付金 | |

ご要望に応じて付加できる特約一覧 **+**

| | |
|--------------------|---------------------------------|
| がん診断特約 | がん診断給付金 |
| 抗がん剤(腫瘍用薬) 治療特約 | 腫瘍用薬治療給付金 |
| 入院一時給付特約 | 入院一時給付金 |
| がん入院特約 | がん入院給付金 |
| 7大生活習慣病 入院特約 | 7大生活習慣病入院給付金 給付限度の型 120日型 |
| 女性疾病入院特約 | 女性疾病入院給付金 給付限度の型 60日型 |
| 通院治療特約 | 通院治療給付金 通院治療一時給付金 |
| 先進医療特約(11) | 先進医療給付金 先進医療一時給付金 |

| | |
|---------------------|--|
| 3大疾病保険料 払込免除特約*1 | 3大疾病で所定の理由に該当されたときは 保険料のお払込みを免除します。 |
|---------------------|--|

*この保険には、原則として「責任開始期に関する特約」が付加されています。この特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時*2または告知が行われた時*3のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。詳しくは「注意喚起情報」の「ご契約の保障が開始される時期について」[第1回保険料の猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。]、「ご契約のしおり(抜粋)」の「責任開始期について」をご確認ください。

*お申し込みいただく保険契約の主契約および特約の給付金額・保険金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、保険料払込回数、保険料払込経路などについては申込書(電磁的方法によるときは、申込画面)記載のとおりとなりますので、必ずご確認ください。

※1 3大疾病保険料払込免除特約の保険料の払込免除理由に該当する期間は主契約の保険料払込期間中となります。

※2 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

※3 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉

メディケア生命保険株式会社
住友生命グループ

〒135-0033
東京都江東区深川1-11-12
(メディケア生命コールセンター)

☎0120-877809

<http://www.medicarelife.com/>

16052002(2016.5.9)

2016年5月

契約概要

注意喚起情報

ご契約のしおり(抜粋)

一生涯保障

一生涯保障

5 主契約における給付金のお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

医療終身保険(無解約返戻金型)(主契約)

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|---|---|---|
| 災害入院給付金 | 不慮の事故による傷害により1日以上入院されたとき | 入院給付日額×入院日数 | 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。 |
| 疾病入院給付金 | 疾病により1日以上入院されたとき | 入院給付日額×入院日数 | 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。 7大生活習慣病により入院された場合は、1回の入院のお支払限度を60日延長します。また、3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 |
| 手術給付金 | 傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術を受けられたとき | 【入院中の手術】 <手術I型> 基本給付金額×10倍 <手術II型> 基本給付金額×10・20・40倍 【外来の手術】 <手術I型・II型> 基本給付金額×5倍 | 通算限度なし |
| 骨髄移植給付金 | 疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において輸血料の算定対象となる骨髄移植術を受けられたとき | 基本給付金額×10倍 | 通算限度なし |
| 放射線治療給付金 | 傷害または疾病により、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において放射線治療料の算定対象となる放射線治療を受けられたとき | 基本給付金額×10倍 | 通算限度なし 60日に1回のお支払限度 |

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

主契約における各給付の共通事項について

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院され、または手術、骨髄移植術もしくは放射線治療を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。

災害入院給付金および疾病入院給付金について

- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 入院の原因を問わず、災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、災害入院給付金、疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。
3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中
7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患

手術給付金について

- 手術給付金のお支払金額を算出する倍率は、手術給付金の型に応じて下表のとおりです。

【手術I型】

| | |
|-------------------|------------|
| 入院中に受けられた手術 | 基本給付金額×10倍 |
| 外来手術(入院外で受けられた手術) | 基本給付金額×5倍 |

【手術II型】

| | 開頭術・開胸術・開腹術 | 左記以外 |
|-----------------------------------|-------------|------------|
| がん・急性心筋梗塞・脳卒中の治療を目的とする入院中に受けられた手術 | 基本給付金額×40倍 | 基本給付金額×20倍 |
| 上記以外の入院中に受けられた手術 | 基本給付金額×20倍 | 基本給付金額×10倍 |
| 外来手術(入院外で受けられた手術) | 基本給付金額×5倍 | |

*基本給付金額とは、主契約の手術給付金、骨髄移植給付金および放射線治療給付金のお支払金額の基準となる金額です。

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときでも、重複してお支払いしません。この場合、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。
- 医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定対象となる手術についてはその手術の開始日にのみ手術を受けられたものとみなします。
- 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されることとされている区分番号にあてはまる手術については、同一の区分番号にあてはまる手術を複数回受けられた場合は、手術を受けられた日から60日間については、最も手術給付金のお支払額の高いいずれか1つの手術を受けられたものとします。

⚠️ ご注意

<各給付金共通>

- 災害入院給付金・疾病入院給付金のお支払理由が同一の日に重複した場合でも、重複してお支払いしません。
- 災害入院給付金、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金または放射線治療給付金のうち、同一の種類の給付金のお支払理由が同一の日に重複して生じた場合でも、同一の種類の給付金を重複してお支払いしません。

<手術給付金について>

- 以下の手術はお支払いの対象となりません。
・傷の処理(創傷処理、デブリードマン)
・切開術(皮膚、鼓膜) ・抜歯手術
・骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・異物除去(外耳、鼻腔内)
・鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
・魚の目、タコ手術後縫合(鶏眼・胼胝切除後縫合)

<骨髄移植給付金について>

- ドナー(骨髄提供者)の移植骨髄穿刺については骨髄移植給付金のお支払いの対象となりません。

<放射線治療給付金について>

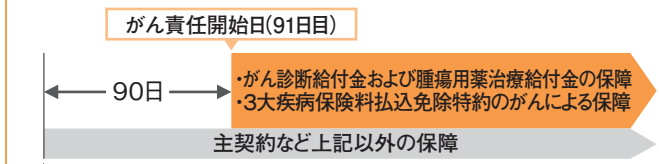
- 放射線治療給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 血液照射は放射線治療給付金のお支払いの対象となりません。(被保険者が受ける放射線治療ではなく、輸血血液に対して放射線照射を行うものであるためです。)

6 各特約における給付金などのお支払理由とお支払いの留意点は以下のとおりです。

がん責任開始日について

⚠️ ご注意

- がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障ならびに3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。



責任開始日

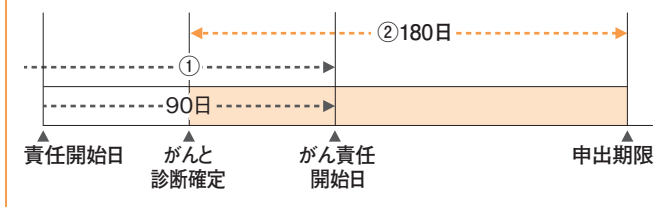
- *3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。

<がん診断特約および抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を付加した場合>

- がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合は、ご契約者または被保険者がその事実を知っているといないとにかかわらず、これらの特約は無効となります。
*無効とは、これらの特約の効力が初めからなかったものとするをいいます。

<3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合>

- がん責任開始日より前にがんと診断確定されていた場合(①)で、その診断確定された日からその日を含めて180日以内(②)にご契約者から3大疾病保険料払込免除特約の無効のお申出^{*1}があったときは、お申出のあった特約を無効とします。
なお、お申出がないときは、特約を継続します。この場合、その後、新たにがんと診断確定されても、保険料のお払込みを免除しません。
※1 特約または復活の無効のお申出
*告知義務違反・重大事由による解除の場合は、無効をお申し出いただくことはできません。



がん診断特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|--|----------|-------------------|
| がん診断給付金 | 初回 がん責任開始日以後の保険期間中に初めてがんと診断確定されたとき | がん診断給付金額 | 通算限度なし (2年に1回) |
| | 2回目以後 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日以後に、診断確定されたがんの治療を目的とする入院を開始されたとき ^{*2} | | |

※2 直前のがん診断給付金のお支払理由に該当された日からその日を含めて2年を経過した日の翌日に、がんの治療を目的とする入院を継続されているときは、その日に入院を開始されたものとみなすため、お支払理由に該当します。

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|---|---|--------------------|
| 腫瘍用薬治療給付金 | がん責任開始日以後に診断確定されたがんの治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院または通院(往診を含む)をされたとき | 腫瘍用薬治療給付金のお支払理由が生じた日の属する月ごとに、腫瘍用薬治療給付金額 | 通算限度なし (同一月に1回) |

- がんには上皮内がんを含みます。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

⚠️ ご注意

- 腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となる腫瘍用薬は、被保険者が入院または通院をされた時点において、日本標準商品分類における腫瘍用薬に分類される医薬品のみとなります。
ホルモン剤および生物学的製剤はお支払いの対象となりません。
*ホルモン療法・内分泌療法などの治療法にかかわらず、そのがん治療に公的医療保険制度の対象となる腫瘍用薬が用いられた場合はお支払いの対象となります。(ホルモン療法などでも、腫瘍用薬が用いられる場合もありますのでご注意ください。)

| 医薬品の分類 | 主な目的 | 主な医薬品の名称(使用されるがんの部位例) |
|--------|-------------------|--|
| 腫瘍用薬 | がん細胞を破壊すること | ●シスプラチン(肺がんなど) ●フルオロウラシル(大腸がんなど) ●カルボプラチン(卵巣がんなど) ●タモキシフェン(乳がんなど) |
| ホルモン剤 | ホルモンバランスに影響を与えること | ●リュープロレリン(乳がんなど) ●ゴセレリン(前立腺がんなど) |
| 生物学的製剤 | 免疫機能に影響を与えること | ●乾燥BCG日本株(膀胱がんなど) ●インターフェロンα(白血病など) |

*2016年3月現在の「日本標準商品分類」における医薬品の分類を適用

- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象となる入院については、薬剤料の算定対象となる治療を受けられた日または処方せん料の算定対象となる処方せんを発行された日を入院をされた日として取り扱います。
- 医科診療報酬点数表において腫瘍用薬にかかる処方せん料の算定対象となる通院をされた場合で、その処方せんに基づく腫瘍用薬の支給を受けられていないときは、腫瘍用薬治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 腫瘍用薬治療給付金のお支払いは、お支払理由が生じた日の属する月ごとに1回となります。

入院一時給付特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------|
| 入院一時給付金 | 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院をされたとき | 継続した1回の入院につき、入院一時給付金額 |

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 入院を2回以上された場合でも、継続した1回の入院とみなされるときは、入院一時給付金は1回分のみお支払いします。

がん入院特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|------------------|---------------|-------------------|
| がん入院給付金 | がんにより1日以上入院されたとき | がん入院給付日額×入院日数 | 1回の入院および通算ともに限度なし |

- がんには上皮内がんを含みます。
- 責任開始期前に発病したがんにより入院された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病したがんであっても、そのがんについて、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。

7大生活習慣病入院特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|--------------|-----------------------|--------------------|---|
| 7大生活習慣病入院給付金 | 7大生活習慣病により1日以上入院されたとき | 7大生活習慣病入院給付日額×入院日数 | 継続した1回の入院につき120日分。通算では1000日分。 3大疾病により入院された場合は、1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 |

- 3大疾病、7大生活習慣病は以下のとおりです。
3大疾病:がん・急性心筋梗塞・脳卒中
7大生活習慣病:がん・心疾患(急性心筋梗塞を含む)・脳血管疾患(脳卒中を含む)・糖尿病・高血圧性疾患・腎疾患・肝疾患
- がんには上皮内がんを含みます。
- 責任開始期前に発病した7大生活習慣病により入院された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した7大生活習慣病であっても、その7大生活習慣病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の7大生活習慣病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。

女性疾病入院特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|----------------------|-----------------|---|
| 女性疾病入院給付金 | 女性特定疾病により1日以上入院されたとき | 女性疾病入院給付日額×入院日数 | 継続した1回の入院につき60日分。通算では1000日分。 ただし、がんにより入院された場合は1回の入院および通算のお支払限度を超えてお支払いします。 |

- 女性特定疾病は以下のとおりです。
・がん ・乳房および女性生殖器系の良性新生物および性状不詳の新生物
・甲状腺の疾患
・乳房および女性生殖器系の疾患 ・妊娠、分娩および産じょくの合併症
- がんには上皮内がんを含みます。
- 責任開始期前に発病した女性特定疾病により入院された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した女性特定疾病であっても、その女性特定疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。
- 1日以上入院には、日帰り入院を含みます。日帰り入院とは、入院日と退院日が同一の日である入院をいい、入院基本料のお支払いの有無などを参考にして判断します。
- 直前の女性疾病入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内に開始した入院は、継続した1回の入院とみなします。

通院治療特約

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|--|-------------------------|---|
| 通院治療給付金 | 主契約の災害入院給付金または疾病入院給付金が支払われる入院の原因となった傷害または疾病の治療を目的として、次の通院対象期間中に、通院をされたとき ①入院の原因が、がん以外のときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて180日以内の期間 ②入院の原因が、がんのときは、その入院の退院日の翌日からその日を含めて5年以内の期間 | 通院治療給付日額×通院日数 | ①入院の原因が、がん以外のときは、継続した1回の入院につき30日分。通算では1000日分。 ②入院の原因が、がんのときは、がんによる通院対象期間中の通院については、継続した1回の入院に対する通院のお支払限度および通算限度を超えてお支払いします。 |
| 通院治療一時給付金 | 通院治療給付金の支払われる通院をされたとき | 1回の通院対象期間につき、通院治療一時給付金額 | — |

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により入院された場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、責任開始期以後に発病した疾病による入院とみなして取り扱います。
- 入院の原因を問わず、主契約の災害入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたとき、または、主契約の疾病入院給付金のお支払理由に該当する入院を2回以上されたときは、それぞれ継続した1回の入院とみなします。ただし、主契約の災害入院給付金、主契約の疾病入院給付金の支払われることとなった直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、それぞれ新たな入院とみなします。
- 継続した1回の入院とみなされるときは、次のとおりとします。
・2回以上の入院のうち主契約の入院給付金が支払われる最後の入院の退院日をお支払理由に定める退院日とします。
・最初の入院の退院日後、最後の入院の入院日前までの間に、入院の直接の原因の治療を目的として通院されたときは、その通院については、1回の通院対象期間中の通院とみなします。
・通院治療一時給付金は1回分のみお支払いします。

⚠️ご注意

- 通院には、往診を含みます。ただし、治療処置を伴わない薬剤・治療材料の購入、受取りのみの通院などは、通院治療給付金のお支払いの対象となりません。
- 1日に2回以上の通院をされた場合は、1回の通院とみなします。
- 2つ以上の「不慮の事故による傷害」または「疾病」の治療を目的とした1回の通院の場合、通院治療給付金は重複してお支払いしません。
- 入院している日に通院されたときは、通院の原因がその入院の直接の原因と同一であると否とにかかわらず、通院治療給付金をお支払いしません。

先進医療特約(11)

| お支払いする給付金 | お支払理由 | お支払金額 | お支払限度 |
|-----------|---------------------------------------|------------------------|---------------------------------|
| 先進医療給付金 | 傷害または疾病により厚生労働大臣が定める先進医療による療養を受けられたとき | 先進医療にかかわる技術料相当額(自己負担額) | 先進医療給付金と先進医療一時給付金を通算して2,000万円まで |
| 先進医療一時給付金 | | 5万円 | |

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病により先進医療による療養を受けられた場合は、給付金をお支払いしません。ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、お支払いします。

⚠️ご注意

- ご加入後も、新たに厚生労働大臣の承認を得たことにより、療養を受けられた日現在において、先進医療の対象となっている医療技術は、先進医療給付金・先進医療一時給付金のお支払いの対象となります。一方、ご加入時点で先進医療の対象であった医療技術であっても、療養を受けられた日現在において、一般の保険診療に導入されている場合(公的医療保険制度の給付対象となっている場合)や、承認取消などの事由によって先進医療ではなくなっている場合は、先進医療給付金・先進医療一時給付金をお支払いできません。
- 先進医療とは厚生労働大臣が定める医療技術で、技術ごとに決められた適応症に対し施設基準に適合する医療機関にて行われるものに限ります。
- 先進医療にかかわる技術料とは、受療した先進医療に対する被保険者の自己負担額として、病院または診療所によって定められた金額をいいます。
- 先進医療一時給付金のお支払いは60日に1回を限度としています。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。そのため、同一の先進医療を60日を超えて受療されても先進医療一時給付金のお支払いは1回のみとなります。
- 同一の被保険者において、先進医療給付のあるメディケア生命の特約を重複して付加することはできません。

3大疾病保険料払込免除特約

以下の理由のいずれかに該当されたときは、以後の保険料(主契約に付加されている特約の保険料も含みます。)のお払込みを免除します。

| 3大疾病 | 保険料のお払込免除の理由 |
|--------|--|
| がん | がん責任開始日以後に、初めてがんが診断確定されたとき |
| 急性心筋梗塞 | 責任開始期以後に発病した急性心筋梗塞により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態(軽い家事などの軽労働や事務などの座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態)が継続したと診断されたとき ②急性心筋梗塞の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき |
| 脳卒中 | 責任開始期以後に発病した脳卒中により、次のいずれかに該当されたとき ①初診日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺などの他覚的な神経学的後遺症が継続したと診断されたとき ②脳卒中の治療を目的とする手術(公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表において手術料の算定対象となる手術)を受けられたとき |

- がんには上皮内がんを含みます。
- この特約における保険料のお払込免除については、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中による場合は、保険料のお払込みを免除しません。ただし、責任開始期前に発病した急性心筋梗塞または脳卒中であっても、その疾病について、正しい告知が行われていた場合や、病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合は、保険料のお払込みを免除します。
- がんの診断確定は、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検)が得られない場合は、他の所見による診断確定も認めることがあります。
*病理組織学的所見(生検)とは、病変部位の組織を採取し、顕微鏡などで行う検査のことをいいます。

7 保険料のお払込免除については以下のとおりです。

- 3大疾病保険料払込免除特約の付加にかかわらず、所定の高度障害状態になられたとき、または不慮の事故による傷害により、その事故の日から180日以内に所定の障害状態になられたとき、以後の保険料のお払込みを免除します。
- *3大疾病保険料払込免除特約を付加した場合の保険料のお払込免除については、P5をご確認ください。

8 配当金・満期保険金はありません。

- この保険は無配当保険であるため、ご契約者への配当金のお支払いはありません。
- また、満期保険金もありません。

9 解約返戻金・死亡保険金については以下のとおりです。

- 保険料払込期間が終身の場合および有期で保険料払込期間中の場合には、解約返戻金や死亡保険金はありません。主契約に付加された特約は、保険期間を通じて解約返戻金や死亡保険金がありません。(解約返戻金や死亡保険金をなくし、お求めになりやすい保険料としております。)ただし、主契約については、保険料払込期間が有期の場合で保険料払込期間満了後に解約または死亡されたときは、主契約の入院給付日額の10倍相当額の解約返戻金または死亡返還金があります。

10 法令などの改正に伴うお支払理由の変更については以下のとおりです。

- メディケア生命は、医科診療報酬点数表の改正により手術料の算定対象として定められている手術の種類が変更される場合など、主契約および特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、疾病入院給付金、手術給付金、骨髄移植給付金、放射線治療給付金、腫瘍用薬治療給付金、先進医療給付金、先進医療一時給付金のお支払理由または3大疾病保険料払込免除特約における保険料の払込免除理由を変更することがあります。
- また、日本標準商品分類が変更される場合など、抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約の給付にかかわる腫瘍用薬に関する変更が将来行われたときは、主務官庁の認可を得て、腫瘍用薬治療給付金のお支払理由を変更することがあります。

11 受取人と代理請求制度については以下のとおりです。

- この保険の給付金などの受取人は被保険者となります。被保険者が給付金などをご請求できないメディケア生命所定の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定された指定代理請求人が、給付金などをご請求することができます。

12 生命保険募集人については以下のとおりです。

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)は、お客さまとメディケア生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。

給付金などのお支払いについて、詳しくは「ご契約のしおり(抜粋)」をご確認ください。

<メディケア生命の健康・医療に関する無料サービス>



24時間電話健康相談サービス



セカンドオピニオンサービス

提供:ティーペック株式会社

- このサービスは、2016年3月現在のものであり、将来予告なく変更もしくは中止する場合があります。
- 詳しくはメディケア生命ホームページ(<http://www.medicarelife.com/>)をご覧ください、またはメディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む)にお問い合わせください。

**特にご注意いただきたい事項
注意喚起情報**

この「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。

特に給付金などをお支払いできない場合など、お客さまにとって不利益となる事項が記載された部分については必ずご確認ください。また、現在ご加入中の生命保険契約の解約を前提としてこの保険のお申込みを検討していますので、必ずご確認ください。この「注意喚起情報」のほか、「契約概要」、「ご契約のしおり(抜粋)」についてもご確認ください。詳細につきましては、お申込み後に送付する「ご契約のしおり」「約款」をご確認ください。お申込みにあたって「ご契約のしおり」「約款」の送付を希望される場合は、メディケア生命コールセンター(0120-877809)までご連絡ください。

1 健康状態・職業などについてありのままをお知らせください。(告知義務)

告知義務について

- ご契約者や被保険者には健康状態などについて告知していただく義務があります。
- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、現在の職業などメディケア生命がおたずねすることについて、ありのままを正しくお知らせ(告知)ください。

生命保険募集人への告知について

- メディケア生命の生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含む。以下同じ)は告知を受領する権限がありません。したがって、生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、**ご契約を解除することがあります。**
- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、**これをお支払いすることはできません。**また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも詐欺による取消しを理由として、**給付金などをお支払いできないことがあります。**
- *解除および告知義務違反については「ご契約のしおり(抜粋)」の【告知義務違反について】をご参照ください。

2 傷病歴などがある場合は、健康診断書や追加の詳しい告知などが必要となる場合があります。

お引受けについて

- ご契約のお引受けについては、告知の内容などの結果から無条件もしくは条件付でご契約をお引き受けさせていただくことや、ご契約をお断りすることもあります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品(メディフィットRe限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型))を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

3 ご契約の保障が開始される時期について

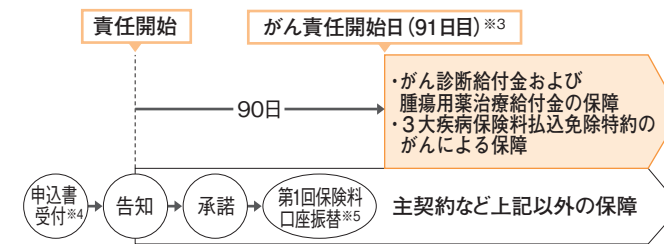
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{*1}または告知が行われた時^{*2}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障ならびに3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。
- ※1 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
- ※2 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。

保障の開始について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



- ※3 3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、これらの特約の責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。
- ※4 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。ただし、電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。
- ※5 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。
- *責任開始期に関する特約が付加されない場合については「ご契約のしおり(抜粋)」の【責任開始期について】をご参照ください。

4 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、お申込みの撤回等を行うことができます。(クーリング・オフ制度の適用対象商品です。)

お申込みの撤回等ができる期間



※6 申込日または注意喚起情報の交付日のいずれか遅い日

撤回方法について

- 申込者またはご契約者(以下、「申込者等」といいます。)は、保険契約の申込日^{*7}または注意喚起情報の交付日^{*8}のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除(以下、「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。お申込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じますので、郵便によりメディケア生命あて送付してください。この場合、書面には以下の事項をご記入ください。

<記入例> *書式は自由です。

メディケア生命保険株式会社 御中

申込者 目出 太郎
被保険者 目出 太郎
生年月日 昭和●年●月●日
住所 〒135-0033 東京都江東区深川〇〇-〇〇
電話番号 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
保険商品名 医療終身保険(無解約返戻金型)
募集代理店名 〇〇代理店

■クーリング・オフの理由

差し支えなければ、クーリング・オフの理由を記入してください。
(例)商品内容を再検討したいため。
・家族からの反対があったため。
・他社の保険に加入するため。
・資金が必要となったため。

私は上記の申込みを撤回します。
平成〇年〇月〇日
目出 太郎

- ※7 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命に発信された日とします。
- ※8 郵送によりお受取りになった場合は、「注意喚起情報の交付日」を「注意喚起情報の配達日」と読み替えるものとします。

5 健康状態・職業などの告知について

告知について

●ご加入にあたっては、告知書(電磁的方法によるときは、告知画面)などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。

告知義務について

●**ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体障害状態、現在の職業などメディケア生命が告知書などでおたずねすることについて、事実をありのままに正しくお知らせ(告知)ください。**

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。
- 初めから健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。

告知受領権について

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は生命保険会社にあります。生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含みます)には告知を受領する権限はありません。
- 生命保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

告知の方法

- 所定の告知書に被保険者ご自身でありのままをご記入ください。^{*1}
 - ※1 電磁的方法によるときは、告知画面に被保険者ご自身でありのままをご入力ください。

傷病歴などがある場合

- メディケア生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお体の状態、すなわち給付金などのお支払いの発生率に応じたお受けを行っております。
- 傷病歴などがある場合でも、その内容やご加入される保険種類によっては、お引き受けすることがあります。(お引き受けできないことや、条件をつけてお引き受けすること^{**2}もあります。)
 - ※2 他のご契約者との公平性を保つため、一定の条件(特定部位不支払い、特定高度障害状態不支払い)のもとご契約をお引き受けする制度として、「条件付引受制度」があります。
- 健康に不安を抱えている方には、引受範囲を拡大した商品(メディフィット^{リフ}Re 限定告知型医療終身保険(無解約返戻金型))を販売しております。詳しくは募集代理店またはメディケア生命コールセンターまでお問い合わせください。

告知内容などのご確認

- メディケア生命またはメディケア生命で委託した当事者が、ご契約のお申込みの際やご契約成立後、お申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
- また、給付金および保険料払込免除などのご請求に際しても確認させていただくことがあります。この場合、給付金などのお支払いの可否および保険料払込免除のお取扱いの可否については、確認後に決定させていただきます。

告知義務違反について

- 故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、**責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、メディケア生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。**
- 責任開始日(復活の場合は復活日)から2年を経過していても、給付金などのお支払理由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。**

ご契約を解除した場合

- ご契約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする理由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する理由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
- ご契約を解除する場合で、すでに給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求します。また、すでに保険料のお払込みを免除していたときは、お払込みを免除しなかったものとしします。
- ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

告知にあたって

- 告知にあたり、生命保険募集人(メディケア生命の募集代理店を含みます)が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることなどを勧めた場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することはできません。
ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、メディケア生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、メディケア生命はご契約または特約を解除することができます。

告知義務違反による解除以外で給付金などをお支払いできない例

- 例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡する危険性が極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、「詐欺による取消し」を理由として、給付金などをお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、すでにお払いいただいた保険料はお返しいたしません。

⚠️ ご注意

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討の場合

- 一般の契約と同様に告知義務があります。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合についても「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反によりご契約を解除することがあります。
- また、新たなご契約の締結に際しての詐欺行為を理由として、ご契約を取消しとすることがあります。
- よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除または取消しとなることもありますので、ご注意ください。

6 責任開始期について

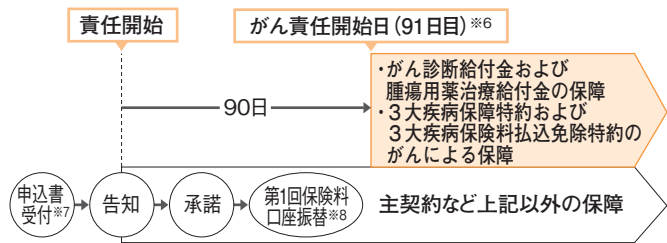
- 責任開始期に関する特約が付加されているご契約のお引受けをメディケア生命が承諾した場合には、申込書を受け付けた時^{**3}または告知が行われた時^{**4}のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障ならびに3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。**
- 第1回保険料が第1回保険料の猶予期間満了日まで払い込まれない場合は、保険契約は無効^{**5}となります。保険契約が無効となった場合、責任開始日にさかのぼって保障がなくなります。
 - *第1回保険料の払込期間および猶予期間についてはP10をご参照ください。
 - *第3 電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
 - *第4 電磁的方法によるときは、告知に関する必要な情報をメディケア生命が受信した時とします。
 - *第5 **【第1回保険料の猶予期間満了によるご契約の無効について】**P11をご参照ください。

保障の開始について

- 生命保険募集人は、お客さまとメディケア生命の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してメディケア生命が承諾したときに有効に成立します。
また、ご契約の成立後にご契約内容などを変更される場合にも、メディケア生命の承諾が必要になることがあります。

保障開始の例

第1回保険料の払込方法が口座振替の場合



- ※6 3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、これらの特約の責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約の急性心筋梗塞および脳卒中による保障については、責任開始期から開始されます。
- ※7 申込書受付とは、メディケア生命または募集代理店がお客さまより申込書を受領することをいいます。(電磁的方法によるときは、お申込みに関する必要な情報をメディケア生命が受信することをいいます。)
- ※8 第1回保険料の払込方法がクレジットカードの場合は「クレジットカードが有効かつ第1回保険料が利用限度額内であることの確認」に、第1回保険料の払込方法が振込みの場合は「第1回保険料振込み」に、「第1回保険料口座振替」を読み替えます。

責任開始期に関する特約が付加されない場合

- 責任開始期に関する特約が付加されない場合、第1回保険料充当金のお払込みが完了しており、かつ、ご契約のお引受けをメディケア生命が承諾したときは、第1回保険料充当金のお払込みが完了した時または告知が行われた時のいずれか遅い時から保険契約上の保障が開始(責任開始)されます。
- がん診断給付金および腫瘍用薬治療給付金の保障ならびに3大疾病保障特約および3大疾病保険料払込免除特約のがんによる保障については、責任開始日からその日を含めて91日目(がん責任開始日)から開始されます。**

第1回保険料充当金のお払込みが完了した時とは

- 第1回保険料充当金が金融機関などのメディケア生命の指定する口座への送金により払い込まれた場合は、口座に着金した時となります。
- 第1回保険料充当金が金融機関などの口座振替により払い込まれた場合は、口座からの振替が完了した時となります。
- 第1回保険料充当金がクレジットカードで払い込まれた場合は、メディケア生命がクレジットカードに関する情報を受け付け、指定カードが有効であることおよび第1回保険料が利用限度額内であることなどの確認が完了した時となります。

7 給付金などをお支払いできない場合について

- 以下のいずれかに該当するときは、給付金などをお支払いできません。

①お支払理由に該当しない場合

- 給付金などは、約款に定めるお支払理由に該当しない場合にはお支払いできません。

| 給付金などの名称 | お支払理由などに該当しない例 |
|--------------------|---|
| 災害入院給付金 疾病入院給付金 | ・入院日数が約款に定める継続した1回の入院に対する支払限度日数または通算支払限度日数を超えた部分(がんによる入院については、1回の入院に対する支払限度日数および通算支払限度を超えてお支払いします。) ・入院先が約款に定める医療機関ではない場合 ・傷害または疾病の治療を目的としていない場合(人間ドックなどが該当例です。) |
| 手術給付金 | ・医科診療報酬点数表において手術料の算定対象とならない場合(持続的胸腔ドレーナージや胃持続ドレーナージなどが該当例です。(2016年3月現在の制度によります。)) ・お支払いの対象外となる手術 ^{*1} を受けられた場合 ※1 お支払いの対象外となる手術については「 契約概要 」の「 手術給付金について 」をご参照ください。 |
| 骨髄移植給付金 | ・ドナー(骨髄提供者)の「移植骨髄穿刺」 |
| 放射線治療給付金 | ・放射線治療給付金が支払われる直前の放射線治療の日からその日を含めて60日以内に放射線治療を受けられた場合 ・輸血血液に対する「血液照射」 |
| 先進医療給付金 | ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合 |
| 先進医療一時給付金 | ・厚生労働省告示に基づいて厚生労働大臣が定める先進医療による療養に該当しない場合 ・先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院または診療所において療養を受けられた場合 ・医療機関などの負担により、先進医療にかかわる技術料(被保険者の自己負担額)が0円の場合 ・先進医療一時給付金が支払われる直前の療養の日からその日を含めて60日以内に療養を受けられた場合 *同一の先進医療を、60日を超えて受療された場合は1回のみお支払いします。(同一の先進医療において複数回にわたって一連の療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなします。) |

②免責事由に該当する場合

- 給付金などは、お支払理由や保険料のお払込免除の理由に該当されていても、免責事由に該当されたときはお支払いできません。

| 給付金などの名称 | 約款に定める免責事由 |
|---|---|
| 災害入院給付金 疾病入院給付金 手術給付金 骨髄移植給付金 放射線治療給付金 入院一時給付金 通院治療給付金 通院治療一時給付金 先進医療給付金 先進医療一時給付金 | ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の薬物依存 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの(原因の如何を問いません。) ^{**2} ※2 先進医療給付金・先進医療一時給付金を除きます。 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 |
| 死亡返還金 | ・ご契約者(または死亡返還金受取人)の故意 |
| 所定の高度障害状態に該当したことによる 保険料払込免除 | ・被保険者またはご契約者の故意 ・被保険者の犯罪行為 ・戦争その他の変乱 |
| 所定の障害状態に 該当したことによる 保険料払込免除 | ・被保険者またはご契約者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・戦争その他の変乱、地震、噴火または津波 |

③責任開始期前の傷害または疾病を原因とする場合

- 責任開始期前に発生した傷害または疾病を原因とする場合は、原則として給付金などをお支払いしません。
ただし、責任開始期前に発病した疾病であっても、その疾病について正しい告知が行われていた場合や病院への受診歴などがなく、発病した認識や自覚がなかった場合はお支払いします。

④がん責任開始日前にがんと診断確定されていたことによる無効の場合

- がん診断特約・抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約が付加されている場合で、「がん責任開始日」より前にがんと診断確定されていたときは、がん診断特約・抗がん剤(腫瘍用薬)治療特約を無効とします。**
*がん責任開始日、診断確定、無効については「**契約概要**」の「**がん責任開始日について**」をご参照ください。

⑤お申出^{**3}による無効の場合

- 3大疾病保障特約・3大疾病保険料払込免除特約が付加されている場合で、「がん責任開始日」より前にがんと診断確定され、その診断確定された日からその日を含めて180日以内にご契約者からお申出があったときは、お申出のあった特約を無効とします。
*がん責任開始日、診断確定、無効については「**契約概要**」の「**がん責任開始日について**」をご参照ください。
※3 特約または復活を無効とするお申出のことです。

⑥告知義務違反による解除の場合

- 告知していただいた内容が事実と相違していたため、ご契約が解除された場合、給付金などのお支払理由が発生していてもお支払いはできません。(ただし、告知義務違反の対象となった事実と請求原因との間に因果関係が認められない場合には、給付金などをお支払いします。)

⑦第1回保険料が払い込まれないまま猶予期間が満了したことによる無効の場合

- 第1回保険料が保険料払込みの猶予期間内に払い込まれないことによりご契約が無効となった場合、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期にさかのぼって保障がなくなるため、給付金などのお支払理由が発生していても給付金などはお支払いしません。

⑧ご契約が失効した場合

- 保険料のお払込みがなかったため、ご契約が効力を失っている間(失効している間)に給付金などのお支払理由が発生しても給付金などをお支払いすることはできません。

⑨詐欺による取消しや不法取得目的による無効の場合

- ご契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結または復活が行われた場合には、その保険契約を取り消し、すでに受け取った保険料は払い戻しません。
- ご契約者が給付金などを不法に取得する目的または他人に給付金などを不法に取得させる目的をもって保険契約の締結または復活が行われたときは、その保険契約を無効とし、すでに受け取った保険料は払い戻しません。

⑩重大事由による解除の場合

- 重大事由に該当しご契約が解除された場合、重大事由の発生時以後に生じたお支払理由による給付金などのお支払いはできません。

重大事由とは

- 重大事由とは、以下の①～④のことをいいます。

- ①ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などがご契約の給付金などを詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます)をしたとき
- ②給付金などの請求に関し、その給付金などの受取人に詐欺行為(未遂を含みます)があったとき
- ③ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などが暴力団関係者、その他の反社会的勢力^{*1}に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係^{*2}を有していると認められるとき
 - ※1 暴力団、暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
 - ※2 反社会的勢力に対する資金などの提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うことなどをいいます。また、ご契約者もしくは給付金などの受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

- ④左記①②③の他、ご契約者、被保険者または死亡返還金受取人などに対する会社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする左記①②③と同等の重大な事由があるとき

*①～④の重大事由の発生以後に給付金などのお支払理由が生じたときは、メディケア生命は給付金などのお支払いを行いません。また、すでに給付金などをお支払いしていたときは、その返還を請求します。

8 ご契約に際して

- ご契約者、被保険者、受取人の関係や給付金額などによっては、ご契約をお引き受けできないことがありますので、あらかじめご了承ください。

犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認について

- メディケア生命では、犯罪収益移転防止法に基づいて、所定の手続きの際に本人特定事項等を確認させていただく場合があります。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引(なりすましや偽りの疑いがある取引等)の場合、本人特定事項等を通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況(200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ)を確認させていただく場合があります。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- <確認事項>
- ・本人特定事項(ご契約者の氏名、住所、生年月日等)
 - ・取引を行う目的・職業または事業の内容
- なお、確認させていただいた本人特定事項等に変更があった際は、メディケア生命までご連絡ください。

個人情報情報の取扱いについての確認事項**1 お客さまの個人情報に関する取扱いについて**

当社は、当社または当社委託の募集代理店を通じて取得したお客さまの個人情報を以下の目的達成に必要な範囲で取り扱います。保健医療など特に取扱いに注意を要する個人情報は、保険業法施行規則により利用目的が限定されており、保険業の適切な運営を確保するため業務上必要な範囲で取り扱います。

<個人情報利用目的>

- ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ・その他保険に関連・付随する業務

ただし、マイナンバー(個人番号)につきましては、以下の目的の範囲内で利用させていただきます。

- ・保険取引に関する支払調書作成事務
- ・報酬、料金等の支払調書作成事務
- ・その他、当社が法令に基づいて行う個人番号関係事務等

2 個人情報の共同利用について

当社は、当社グループ会社との間で、別途記載の「個人情報の利用目的」の範囲で個人データを共同利用することがあります。

詳細は、当社ホームページ「個人情報保護に関する基本方針」をご確認ください。

3 再保険について

当社では、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、契約内容、健康状態および診断書類等、当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

4 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」^{*3}について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(総称して「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断または保険金もしくは給付金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、保険契約等に関する所定の情報(被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等)を協会に登録しております。協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、前述の目的のため利用されることがあります。

5 「支払査定時照会制度」^{*3}について

当社は、一般社団法人生命保険協会(以下「協会」といいます)、協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは取消しの判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」^{*3}に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、ご契約のしおりに記載された相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。保険金、年金または給付金のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」^{*3}に基づき、**[1]被保険者の氏名、生年月日、性別、住所[2]保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(照会を受けた日から5年以内)** **[3]保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法等の全部または一部**について、協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。

※3 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」、「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、**一般社団法人生命保険協会ホームページ** (<http://www.seiho.or.jp/>)の「**加盟会社**」をご参照ください。

*本文中の「当社」はメディケア生命を指します。

MEMO